（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第五十五条の五　重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

五　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

第五十五条の五の次に次の四条を加える。

（会計方針の変更に関する注記）

第五十五条の五の二　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更の理由

三　遡及適用をした場合には、当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額

四　当該計算期間より前の計算期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、計算書類の主な項目に対する影響額

（表示方法の変更に関する注記）

第五十五条の五の三　表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第五十五条の五の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該会計上の見積りの変更の内容

二　当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額

三　当該会計上の見積りの変更が当該計算期間の翌計算期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（誤謬の訂正に関する注記）

第五十五条の五の五　誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一　当該誤謬の内容

二　当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額

第六十二条の表中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」に改める。

別紙様式第一号第4及び第8中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別紙様式第二号中「第58条第1項第20号関係」を「第58条第1項第22号関係」に改める。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三号中「計算関係書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算関係書類の作成のための基本となる事項であって、」を「会計方針（特定目的会社の計算に関する規則第二条第二項第八号に規定する会計方針をいう。）に関する」に改める。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第三条　特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第十三号とし、第五号を第十二号とし、第四号の次に次の七号を加える。

五　会計方針　計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。

六　遡及適用　新たな会計方針を当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

七　表示方法　計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

八　会計上の見積り　計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

九　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類の作成に当たってした会計上の見積りを変更することをいう。

十　誤謬　意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

十一　誤謬の訂正　当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類における誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

第七条を次のように改める。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第七条　会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一　資産の評価基準及び評価方法

二　固定資産の減価償却の方法

三　引当金の計上基準

四　収益及び費用の計上基準

第七条の次に次の四条を加える。

（会計方針の変更に関する注記）

第七条の二　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更の理由

三　遡及適用をした場合には、当該計算期間の期首における元本等に対する影響額

四　当該計算期間より前の計算期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、計算書類の主な項目に対する影響額

（表示方法の変更に関する注記）

第七条の三　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一　当該表示方法の変更の内容

二　当該表示方法の変更の理由

（会計上の見積りの変更に関する注記）

第七条の四　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一　当該会計上の見積りの変更の内容